

# 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

## （開催要領）

- 1 日時 令和2年6月4日（木）15:00～15:46
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長  
大阪大学名誉教授
- 委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーションファウンダー
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニック代表
- 委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授
- 委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

### <関係省庁>

- 近江 愛子 法務省出入国在留管理庁政策課長

### <提案者>

- 三浦 知 東京都戦略政策情報推進本部国際金融都市担当部長
- 吉浦 勝也 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部  
国際金融都市担当課長
- 小暮 恵輔 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部  
特区・戦略事業推進課統括課長代理
- 後藤 ありさ 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部  
特区・戦略事業推進課主事

### <事務局>

- 海堀 安喜 内閣府地方創生推進事務局次長
- 村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
- 永山 寛理 内閣府地方創生推進事務局参事官
- 松本 佑史 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

## （議事次第）

- 1 開会
  - 2 議事 高度人材の受入促進に向けた同性パートナーの在留に係る特例の創設について
  - 3 閉会
-

○事務局 内閣府事務局でございます。

それでは、ワーキンググループヒアリングをこれから開始させていただきますが、開始させていただく前に、今回はオンラインですので、簡単に注意事項だけ御説明させていただければと思います。

まず、発言者を特定できますように御発言の際は最初にお名前をお名乗りいただければ幸いに存じます。

それから、御発言のとき以外はミュートにさせていただくようお願いいたします。それから、ウェブ会議では御発言の時間が長くなる傾向がございますので、大変恐縮ですが、御発言は簡潔にお願いできれば幸いです。

配付資料に言及される際は、資料を特定の上で御発言いただければ幸いに存じます。できるだけ画面のほうにアップさせるようにします。

それから、接続不良などがあった場合は、事務局のほうに御連絡いただければと思いますので、御案内した担当者の電話番号に御連絡をいただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

それでは、ワーキンググループヒアリングを開始させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、議事と資料の公開、非公開でございますが、事務局が提出した資料はまだ調整中の事項でございますので、こちらを非公開とさせていただきますして、議事のほうは公開とさせていただきますけれども、八田座長、いかがでございますでしょうか。

○八田座長 結構です。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、最初に、東京都のほうから提案内容、それから、前回のワーキンググループからの宿題事項を御説明いただいて、その後に、事務局から追加の規制改革事項の案文について御説明させていただきます。その後、法務省のほうから御発言をいただければと思います。その後、各委員から御意見をいただければと思います。

それでは、あとは八田座長にお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

最初の説明を東京都からよろしくお願いいたします。

○三浦部長 東京都でございます。

私、東京都戦略政策情報推進本部で国際金融都市担当部長をしております三浦でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

そもそも本件につきましては、平成29年9月5日に開催された第31回の国家戦略特別区域諮問会議において、東京都の知事から提案したことが始まりでございます。高度外国人材の受入促進によります金融系外国企業などの進出を加速化させるため、LGBTの方々も活躍できるよう同性パートナーの在留に係る特例を提案させていただいたところでございます。例えば、入国在留審査上、パートナーシップ制度に基づいて公的な登録を行った同性

パートナーについて、同性婚の配偶者と同様の扱いにできないかということが大まかな自身ということでございます。

残念ながら、前回のワーキンググループには東京都は参加できなかったわけですが、その際に、同性パートナーシップの成立・継続・解消について明確に把握することが難しい、また、その在留資格の取得に要する実態の把握について御指摘をいただいたと承知しております。

御指摘につきましては、今、画面のほうに出せていただいております1枚紙の資料をもって説明をさせていただければと思います。こちらは外部の業者に委託して、諸外国の同性パートナーシップ制度と同性婚の制定・併存状況、そして、その成立・継続・解消の方法を調査して整理したものでございます。

性的マイノリティーの権利につきましては、まず、同性パートナーシップが制度として規定されて、その後、同性婚へという形で歴史的な流れが起きているというのが分かるかと思えます。そのため、同性婚と同性パートナーシップ制度が混在しているという背景がそこから読み取れるのではないかと考えております。この資料には記載していないのですが、例えば、イギリスでは、確認したところ、同性婚が認められてからパートナーシップの設立組数が減少しているという状況があるようでございます。ただ、一方、フランスにおいては、同性婚導入後に同性パートナーシップ制度の申請件数が多くなっているということもございまして、一概に同性婚が導入されたからといって、同性パートナーシップ制度の需要がなくなるということではなく、一定数需要が存在するものと見受けられております。

また、国レベルの制度のみならず、自治体レベルの制度であっても、この資料にありますようにパートナーシップ証明書などの発行が行われているという状況がございまして。

このことから、パートナーシップ制度の成立・継続・解消について全てを網羅するというものではございませんけれども、ある程度の把握は可能であると考えております。ただ、各国において事情が異なるということもございまして、制度に照らし合わせて一律に把握・解釈することは困難というのはあるかと思えます。

この実情を踏まえまして、東京都としましては、パートナーシップ制度の実態の把握には一定の検証とか事例の蓄積が必要であるということで、段階的に導入をしていくということが望ましいのではないかと考えております。具体的に申しますと、まずは、国や州などの公的機関において証明を得た方々を対象に、同性婚の配偶者に対する入国、在留審査の扱いに準じて特例の導入を進めるというのが一案としてあるのではないかと考えております。

なお、その際に東京都でも一定の関与ができればということを考えております。例えば、その同性パートナーの公的証明に関する書類等の事実確認とか、雇い主となる企業や対象者などとの面談を通じて、東京都でも在留資格の申請や継続確認の審査を支援できればというのが、関与の選択肢としてはあり得るのかなと考えております。

また、同時に、長期的には公的証明がない方々にも門戸が広がるよう、在留資格に要する実態の把握とか管理手法に関する検証を行い、様々な可能性を検討していくということもあると思っております。例えば、当該高度外国人材を雇用する企業が同性パートナーシップを確認を含む管理主体となりまして、身元引受人の立場で在留管理に資する証明書を発行するなど一義的な責任を企業が担うというような形での参画が可能かどうかとか、審査プロセスにおいて、東京都としてどのような関与があり得るのかということも今後、この制度が導入された暁には、事例を蓄積しながら、企業や我々自治体側の関わり方を含めて制度の本格導入を模索していくという形で進めていくということが望ましいと考えております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、続いて、法務省、よろしくお願いいたします。

○近江課長 法務省の政策課長の近江です。よろしくお願いいたします。

東京都からの説明、どうもありがとうございます。

平成29年から、このパートナーシップの在留資格措置を御要望いただいております。今回も色々お調べいただきながらなのですけれども、色々な国の色々なパターンがあるということは私どもも勉強させていただきましたが、前回1年前に御説明した内容と重複してしまいますが、パートナーシップに基づいて在留資格を付与するということにつきましては、在留管理上の観点から、確実にパートナーシップ関係が継続しているということが担保されていないことには、このパートナーシップ制度で在留資格を付与することは難しいと考えております。

東京都からの御説明におきましても、一部の国においてはしっかり確認できる場所もありますが、一部の国においては情報が確認できないなど、一定程度の把握という形になっておろうかと思えます。

繰り返しになりますけれども、在留資格を付与することにおきまして、東京都から、企業や東京都から一定の支援をいただくというような御提案もございましたけれども、やはり私どももいたしましては、パートナーシップ制度といったようなプライバシーに関わる非常にセンシティブな内容について、企業がどの程度実効性をもって把握できるのかということに心配・懸念があるということと、あとは、その方々が東京都から転居された場合など、どの程度継続的な把握が可能なのかというところで、新しくこの措置を取るとことは困難であると考えております。

また、これは身分事項に基づくものでもありますので、そもそもその特区、一つの自治体の中で取扱いを変えるというようなことにつきましては、他県に移転された場合に確認ができないなどというような懸念があるかと思えますので、特区制度に本当に馴染むものなのかということについても疑問を持っておりまして、今回色々お調べいただいて情報

提供いただきましたが、前回と同じ回答になりますけれども、やはりこれにつきましては、成長戦略への掲載については消極的であると回答させていただきたいと思っております。

よろしく御理解を賜ればと思っております。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、事務局に伺いますけれども、段取りとしては、次は委員の議論でいいですか。

○永山参事官 結構でございます。

今、御提示された論点では、今後の議論の御参考ですが、特区制度に馴染むかどうかというところで、東京都としては、ある程度の在留管理の関与はできるし、企業はその辺ができるのではないかと。一方で、法務省からはセンシティブな情報を企業が扱えるのか、継続的にちゃんと把握できるのか、他県に行ったらどうなるのか、特区に馴染むのかという論点がございます。特区の状況としましては、場合によってはそれが特区に限らず全国展開にできるのであれば、公平性の観点からそういう出口もあるのかなと思うのですけれども、そのあたりも含めて、また委員の皆様の御指摘をいただければと思っております。

以上です。

○八田座長 委員の皆様からの議論が始まる前に、まず、私から東京都に伺いたいのですけれども、この制度でパートナーシップの関係にある人、あるいはその人たちに与えられる具体的な便益というものはどういうものを考えていらっしゃいますか。

○小暮課長代理 東京都国際金融都市担当小暮と申します。よろしく願いいたします。頂いた御質問についてコメントをさせていただければと存じます。

今回の意義につきましては、やはり高度人材ということで、その方々がパートナーを有している方であったときに、せつかく日本に来ようとしている意思がある方であったとしても、そのパートナーが中々日本へ来られないという事情があったときに、やはり二の足を踏んでしまう、そういったところが一つ支障となっているところがポイントかと存じます。

その方々が、もし、日本に来られるというような特例を設けていただければ、その高度人材の方にも積極的に日本に来ていただいて、そして、金融の加速化にも貢献するということで、特例の趣旨としてはそれにかなうのではないかと考えております。

○八田座長 例えば、社会保障とか税制優遇とか相続とか、そういうものに関する特権は全くなくてよいと。それは婚姻関係のない人と同じ待遇でよいということですか。

○三浦部長 東京都の三浦でございます。

現時点で私どもが考えているのは、あくまで高度人材を呼ぶということを趣旨としておりますので、その他のところにつきましては、特段の御配慮とか、そういうことまでは考えておりません。

○八田座長 八田ですが、そうすると、呼ぶということであると、例えば、東京都内に住所を設けている間とはにかく入国できると。その代わり東京都から住所を移したときには在留資格がなくなるというようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○三浦部長 東京都の三浦でございます。

今回特区で御提案させていただいている限りにおいてはそういうこととなります。

ただ、一方で、先ほど内閣府からもお話がありましたけれども、全国的な制度になるということについて、東京都は反対しているということではなくて、あくまで、まずはこの取っかかりとして特区を使ってやればということでございますので、その限りにおきましては、例えば、特区から移転した場合には、この制度の対象外になるということになるかと思えます。

○八田座長 分かりました。

そうすると、パートナーが職業を持っているようなときは、それなりに職業を見つければ独自に来ることができるし、それから、観光客として来て、何か月かに一遍外国に出れば、それはそれで生活の居住は可能であると。具体的に時々外に出ていく不便をなくしたいということだと考えてよろしいですか。

○三浦部長 東京都の三浦でございます。

八田座長のおっしゃるとおりでございます。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の方から御意見を伺いたいと思います。

○中川委員 中川です。法務省から御意見を伺ったのですがけれども、今回の東京都の提案というのは、そういうパートナーシップ関係にあるということが公的に証明されているということについて、まず、そこから始めようということですので、要するに、日本国側としての識別性みたいなものについては、まず、可能なものから始めようということなので、それについては非常にバリエーションは多いのだけれども、分からないものは今回は除外するということなので、それ自体は公的に分かるものについてだけ始めましょうと。

さらには、国の負担ということについては、東京都としても一定の役割を果たすと。公的証明の確認とか面談とか、そういったこともやるということですので、今回、法務省のような理屈でお断りになるというような、そういうことにはならないのではないかと私は思います。

もう一点、特区に馴染まないというか、東京都から外れた場合にどうなるのかということについては、東京都は基本的に東京都から外れたら、今回特区としての提案としてはなくなるという話ではありますけれども、全国的にこれは展開してもいいという話ですので、それは前向きに考えていただいてもいいのかなと。

そもそも、同性婚関係にある場合に、それが最初は東京都を入りにして、それが秋田県に行くということがないわけではないので、そういったものの確認の仕方、ノウハウは多分法務省でお持ちになるかと思うので、最初の確認が婚姻関係にあることの書類の確認から、同性婚、パートナーシップ関係にある書類の関係、プラス東京都は何か役割を果たしますと。その場合、転居した場合のノウハウというのは多分法務省でお持ちになるわけですので、そういった技術的なことについては、詰めれば解消できるようなものではないか

と。私からは以上です。

○八田座長 それでは、秋山委員からの質問の前に、まず、法務省から今のコメントに対するお答えをお願いします。

○近江課長 八田座長、どうもありがとうございます。法務省の近江です。

今の中川委員からの御意見に対する法務省の考え方でございますが、特区制度を前提としてお答えを申し上げますけれども、まず、確認できている国だけでとりあえずやってみればいいのではないかというような御示唆だったかと思っております。国によって在留資格の付与の在り方に差を設けるといことになりませんが、入管制度上は国籍で扱いを変えらるということなり、制度の中で現時点ではそういう考え方はございませんので、国によって区別をしないで基盤を作る、しっかりルールを作るところが入管庁の考え方でございますので、確認ができている国からやればいいのかというところには消極的でございます。

あと、他の県に移転した場合の取扱いでございますが、他の県で東京都が御支援いただけるというようなお話もいただいておりますけれども、特区の中で身分の確認をして在留の許可をするという取組になりますので、そういう意味では、八田座長がおっしゃるように、そのパートナーの方が、他の在留資格、例えば、働く資格に該当していれば、今でも来ていただけますし、例えば、東京都からお出でになっても、別の在留資格に該当する場合もあろうかと思っております。一方、仮に当てはまる在留資格がない方ですと、最悪の場合は在留資格がなくなってしまう、取消しというような法律上の手続に入らざるを得なくなるという状況も考えられますので、そういう意味で、非常に身分が不安定な状況になってしまうということも懸念しております。転居した場合に、東京都はもう在留資格はなくていいですとおっしゃるのですが、まさに高度人材の方の受入れを促進しようという観点からは非常にリスクがあるような形になるのではないかと考えております。

以上、法務省です。

○八田座長 それでは、今のお考えに対して、当然中川委員は色々反論があると思うのですが、まず、秋山委員から御意見を伺って、後でまとめて御意見を伺います。

まず、秋山委員、よろしく申し上げます。

○秋山委員 秋山でございます。

私は技術論と違う論点になってしまいますのですけれども、法務省の御認識というのをもう一度確認させていただきたいと思っております。今、同性のパートナーシップは、制度というよりは、同性のパートナーを持つということは世界的に見ても、例えば、国家元首レベルとか大臣レベル、あるいはアーティストとかトップアスリートの方々に、そういう選択肢をお取りになる方がどんどん増えてきて、それが世界的にも社会にも受け入れられつつあるという状況の中で、こういう制度の見直しということをどのように考えていらっしゃるのかという前提のお話になるので、これをもう一度この議論の中で確認をさせていただきたいというのが一点です。

あと、在留資格のお話として、東京都のほうから御提案をいただいておりますけれども、今、民間企業の間で、例えば、生命保険会社、銀行、通信会社、こういうところが集まって、民間によるパートナーシップの証明書というものの発行を、例えば、最新のブロックチェーンの技術などを使って検討しましょうと。銀行ローンとか保険の加入などで使えればいいのですけれども、まさに第一歩のトライアルとしては、各社の福利厚生の色々なサービスのプログラムをそういう人たちにも使えるようにというようなアプリケーションから、そういうような動きが去年から本格的にスタートしていて、これは今、新型コロナウイルスの関係で止まっているかもしれませんが、こういう状況というか時代の背景を踏まえて、こういうテーマの取組というのをどう考えていらっしゃるかということをもう一度お伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○八田座長 それでは、法務省、お願いします。

○近江課長 秋山委員、どうもありがとうございます。

法務省としましては、現行制度の御説明をさせていただければと思うのですが、現在、外国人の方々が在留する際には資格を一人一人許可するという形を取っております。現行制度におきましては、「日本人の配偶者等」という配偶者の資格がございます。私どもの今の入管の法令の考え方といたしましては、基本的にそれぞれの国で法的に夫婦関係にあるということが前提となって配偶者であると認めております。そのため日本人と御結婚して、日本人の配偶者ということになりますと、日本については同性婚は認めてはおりませんので、そういう観点から日本人の配偶者として、同性婚で御結婚された方が「日本人の配偶者等」という資格を得ることが今はできないという状況になっておりまして、特例的な措置として「特定活動」という在留資格を、個々に状況を鑑みて、法務大臣から許可をするという制度になっております。

同性婚の法律婚については、今、入管法の中ではこのような取扱いをしておりますので、パートナーシップをどう考えるかというところまで、今はお答えできる状態にはなく、同性婚に関してこのような法律の解釈を取っているというところを御理解いただければと思います。

○八田座長 秋山委員のおっしゃったのは、まさにそれではまずいのではないかと。これからは外国でこういうことが一般的であることも考え、グローバル化をしなければいけない日本では、その考えを変えるべきではないかといったことだと思います。

秋山委員から何かありますか。

○秋山委員 今の点に関して少しだけ。

御説明、御丁寧にありがとうございました。特区ということに関していえば、例えば、東京都は特区制度を使ってということも含めて、世界に伍する国際金融都市として、海外から本当に超一流の人材を東京に呼び込むことで、東京の国際競争力を高めていこうというような大きな目標もお持ちになられて、その目標の中で特区も制度として活躍いただい

ていると。その背景から考えると、色々検討が必要な部分があるとは思いますが、例えば、本当に特定の高度人材に限ってとか、あるいは、場合によっては、東京都の政策と合う産業分野の人材に限ってとか、一定の条件、制約を付けてやってみるということは、選択肢としてあってもいいのではないかと私は考えております。

以上です。ありがとうございます。

○八田座長 それでは、本間委員、阿曾沼委員は御意見はございますか。

○本間委員 本間です。

東京都からの御説明にもありましたけれども、他国の事例とかで、香港でビザの特例が認められるようになってきているということですが、その条件というのをもう少し検討されて、日本に適用できるかできないかというところも是非お考えいただきたい。外国でどういう条件ならパートナーシップに対する特例を認めているのかといったことをもう少し御研究していただいて、日本ではこれが適用できるかできないかといったことも含めて、さらに御検討いただければと思います。

以上です。

○八田座長 段々時間が押してきましたが、阿曾沼委員、何かありましたらよろしくお願ひします。

阿曾沼委員、ありませんか。

では、中川委員、先ほどの法務省からの御意見に対する見解をお願いします。

○中川委員 中川です。

法務省のほうからお答えをいただきまして、ありがとうございました。

基本的には法務省からの答えというのは、婚姻関係以外について、要するに、国別にそういうものをサービスすることができないということをお話しいただいたように思いますけれども、基本的には同性婚の制度があるかないかで、入れるか入れないかというのが区別されているわけですね。それは基本的に国別に区別をしているわけではなくて、そういう制度があるかないかによって仕切りを設けていると。

それについて、東京都の提案というのは、基本的には公的な証明、公的な制度としてパートナーシップ制度があるかないかということについて、それを認めてくださいということなので、法務省のおっしゃるような国別に云々という話は多分当たらないのではないかなと思います。

それから、もう一点ですけれども、特区を前提にした場合に、東京都から越した場合に身分を失ってしまうということについて、不安定な身分だというお話でございませぬけれども、それは特区でそういうことを設けるとすれば、そういう不安定な身分かどうかということに気にならなければならないのは、それで来る本人であって、制度を作る側では多分ないと思います。

基本的には特区でそういうものを設けることについては、そういうリスクもあるというようにことを前提にして来られるということですから、それでも一緒に来て、安定的な環

境の中で高度人材で活躍してもらえるようなものになるかどうかというような制度を作ろうとしているわけですから、法務省の不安定な身分だということを理由にして制度を設けないというのは私は納得できません。さらには、東京都は全国的な制度でも構わないと言っているのです、それはそういうことでも御検討いただければと思っております。

○八田座長 それでは、今日出た御意見は、別に国籍で差別することにはならないだろうと。それから、身分が不安定ということも本人が考えればいいことで、制度としてはそういうことは当然特区でやることも可能だし、特区以外に広げることも可能だと。それから、外国でこれだけ一般的にパートナーシップが盛んになっているときにグローバル化をしなければいけない日本では当然やるべきではないかと。こういう意見が圧倒的だったと思います。

また引き続き御検討を法務省にもお願いしたいと思います。

それでは、事務局から何かございますか。

○永山参事官 今の御指摘を踏まえまして、今日のワーキンググループの主題であります追加の規制改革事項の案につきましては、今回の委員の皆様御指摘も踏まえて、検討を行うこと自体は妨げられる問題ではないというように私どもは解しましたので、引き続き法務省に、先ほどの委員の皆様からの御指摘、御宿題を踏まえて事務的にまた議論させていただきまして、ワーキンググループ等でまた議論の機会が設けられればと思います。

以上です。

○八田座長 法務省には時間がなくて最後のコメントをいただけなくて大変申し訳ありませんでしたが、事務局と引き続き協議をしていただきたいと思います。

それでは、今日はお忙しいところをありがとうございました。これでこのセッションを終わりにしたいと思います。